

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帶して営むことを目的とする。

一 宇部市発注に係る

(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。) の受託

二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体

(以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所をに

置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の完了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者の名称)

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で業務に係る見積、入札、契約の締結、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考やくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員会員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
し、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了後当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員の利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までの間は、脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合は、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、

第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　　社は、上記のとおり

共同企業体協定を締結したので、その

証としてこの協定書　　通を作成し、構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年　　月　　日

印

印

委任状

私儀、

を以て代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

1 宇部市が発注する

に係る見積、入札、契約の締結、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限

2 復代理人の選任に関する権限

年　　月　　日

共同企業体の名称

構成員の　　住　　所

商号又は名称

代表者の氏名

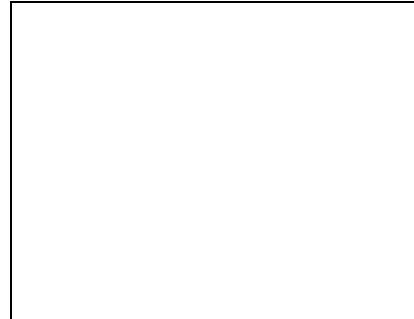
印

使　用　印　鑑　届

共同企業体の代表者

の

使　用　印



上記の印鑑は、見積、入札、契約の締結並びに委託料の請求及び受領のために
使用したいからお届けします。

年　　月　　日

共同企業体の代表者

住　　所

商号又は名称

代表者の氏名

印